

千葉市民生委員協力員設置要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）が、社会奉仕の精神に基づき取り組む民生委員活動において、民生委員の負担を軽減するとともに、新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図るため、その活動を補佐する千葉市民生委員協力員（以下「協力員」という。）を置く。

(配置基準)

第2条 協力員は、民生委員1人につき1人を置くことができるものとする。

(推 薦)

第3条 民生委員は、民生委員活動を行うにあたり、協力員を必要とするときには、原則として当該担当地区内に居住する者の中から協力員候補者を1人選び、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項に定める各地区の民生委員児童委員協議会会長（以下「地区民児協会長」という。）に対し、協力員の設置を要請することができる。

2 協力員の設置の要請を受けた地区民児協会長は、当該民生委員の活動状況を勘案し、協力員の設置を必要と判断し、かつ、協力員候補者が次条に規定する協力員の適格要件等に照らし適格であると判断したときは、市長に対し、千葉市民生委員協力員推薦書（様式第1号）及び同書に記載された添付書類を提出することにより推薦する。

(適格要件等)

第4条 協力員の適格要件は、次のとおりとする。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、協力員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を堅く守ることができる者

(委 嘱)

第5条 協力員は、地区民児協会長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(職務等)

第6条 協力員は、民生委員と連携し、その指示及び指導のもとに、民生委員活動を補佐する。

2 協力員は、市長及び地区民児協会長の指揮監督を受ける。

(義 務)

第7条 協力員は、前条に規定する職務の遂行にあたっては、民生委員法第15条及び第16条に定める義務に準じた義務を負う。

2 協力員は、市長、地区民児協会会長及び民生委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

3 協力員は、前2項を遵守する旨の誓約書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

（任期）

第8条 協力員の任期は、協力員設置を要請した民生委員の任期に準じる。

2 協力員の再任は妨げない。

（活動費等）

第9条 市長は、協力員に活動実費弁償として月額2,000円を支給することとし、支給基準は次のとおりとする。

（1）委嘱日が各月の1日付の協力員に対する活動費の支給開始月は、委嘱された月からとする。

（2）委嘱日が前号以外の日付の協力員に対する活動費の支給開始月は、委嘱された翌月からとする。

（3）退任又は死亡した協力員の支給終了月は、退任又は死亡した月とする。

2 当該年度の活動費は、翌年度の5月までに支給する。

（遺族への支給）

第10条 協力員が死亡した場合における遺族への活動費の支給については、千葉市民生委員・児童委員の活動費支給要綱第8条の規定を準用する。

（解 嘱）

第11条 協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、地区民児協会会長の具申に基づき、これを解嘱することができる。

（1）職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（2）職務を怠り、義務に違反した場合

（3）協力員としてふさわしくない非行のあった場合

（4）その他、市長が協力員としてふさわしくないと認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、市長は協力員から千葉市民生委員協力員辞任届（様式第3号）が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

（補 則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協力員の設置及び運営に必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。